

株 主 各 位

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

株式会社ニッカトー
取締役社長 西村 隆

第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー堺

3. 目的事項

報告事項 第147期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
- ① 当日株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ② 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nikkato.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

添付書類

事業報告(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、前半は海外では世界同時株安や6月の英国のEU離脱決定、国内では熊本大震災等もあり、円高、株安で推移したことで停滞感がございました。そして11月に所謂「トランプショック」が起こったことで、さらに先行きが危ぶまれましたが、大方の予想に反して、円安、株高に振れたことにより息を吹き返し、ここに来て少し陰りも出てはまいりましたが、雇用環境の良化もございまして、緩やかではございますが上昇基調が続いております。

このような状況のもとで、当社は前半でセラミックス事業、後半はエンジニアリング事業がそれぞれ堅調だったことで、両事業共に前年同期比で売上高を伸ばしました。

この結果、受注面では8,818,249千円と前年同期比0.7%の微増に止まりました。しかしながら売上面では8,919,074千円と当事業年度予想の91億円には届きませんでした。前年同期比4.0%の増収となりました。

損益面につきましては、セラミックス、エンジニアリング両事業共に前年同期比増収となったこと、そして工場の合理化も進みつつあることで、営業利益は前年同期比12.2%増益の667,673千円、経常利益も前年同期比11.1%増益の703,641千円と何れも2桁の増益となり、こちらは当初予想を上回ることができました。

当期純利益につきましても、当年度は特別損失等に大きなものがなかったことから、前年同期比15.8%増益の477,665千円となり、損益面はすべて2桁の増益となりました。

事業別の概況

セラミックス事業

セラミックス事業の売上高は6,488,489千円と前年同期比3.4%の4期連続での増収となりました。

なお、市場別による分類では、電子部品向け57.2%、化学・窯業・鉄鋼向け14.7%、機械・ベアリング向け8.0%となりました。

エンジニアリング事業

エンジニアリング事業につきましては、当年度は加熱装置部門が2桁の増収となったことで、ほぼ横ばいだった計測機器その他をカバーしたことで、売上高は2,430,584千円と前年同期比5.6%の増収となりました。

なお、市場別による分類では、依然電子部品向けが41.9%と大半を占め、その他は分散し、環境・エネルギー向け19.9%、半導体向け13.7%、自動車・重機向け13.6%、化学・窯業・鉄鋼向け5.6%となりました。

事業別売上高

		金額(千円)	構成比(%)
セラミックス事業	機能性セラミックス	389,166	4.4
	耐摩耗セラミックス	4,128,387	46.2
	耐熱セラミックス	1,751,399	19.6
	理化学用陶磁器その他	219,536	2.5
	小計	6,488,489	72.7
エンジニアリング事業	加熱装置	1,058,265	11.9
	計測機器その他	1,372,318	15.4
	小計	2,430,584	27.3
合計		8,919,074	100.0

研究開発の状況

セラミックスは金属や樹脂に比べて、耐摩耗性、耐熱性、耐食性等に優れる点で、これらの特徴を生かした用途が様々な分野に拡大しています。特に先端材料である電子部品やリチウム二次電池の製造に用いられるセラミックス製品は著しく成長しています。当社としましては、これらの先端材料の製造で使用されるセラミックス製品を今まで以上に広げていかなければ当社のセラミックス事業の発展は厳しいと考えております。

これらの先端材料の製造に用いられるセラミックス製品は先端材料の進歩に伴って、益々過酷な条件・環境で使用されるケースが高いため、優れた特性と信頼性を有する高いコストパフォーマンスの製品が求められます。従って、製品の開発・改良だけでなく、それ以上にプロセス技術に関する開発・改良を積極的におこなうことで、ユーザーニーズにマッチした製品を開発すべく研究開発を進めております。そのためには、現在まで培ってきた技術の有効性を再検討し、従来のセラミックス技術にとらわれることなく、広く他分野の技術も視野に入れた新しい発想を積極的に取り入れながら開発・改良を進めています。

これら開発した独自技術に加え、ユーザーとのコンタクトを綿密にとり、ユーザー動向の把握と解析をおこなうことで、競合他社との差別化を図り、従来の製品を供給するだけでなく、技術的なサポート等による“ソフト”面の提供も併せておこなうことでユーザーの要求に 대응していき、常にユーザーの良きパートナーとなり続けるべく鋭意研究開発に日々、励んでおります。

当事業年度における研究開発費は199百万円であります。

設備投資等の状況

当事業年度の設備投資額は721百万円であります。

主な設備投資の内容は、成形工程における増産体制の拡充、焼成設備の新設および検査設備投資等であり、ます。

なお、当事業年度の減価償却費は497百万円であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、これまでの新政権の政策期待もあり好調だった米国経済も、その実行がなかなか進まないことで先行きに不透明感を見せており、シリア、北朝鮮問題も相まって不安定要素が多く、当然のことながらわが国でも少なからず影響が出てくるものと思われま。

このような状況下ではございますが、当社はさらなる合理化でコストダウンを図ると共に、本年1月に開設いたしました厚木営業所の活用で業績の拡大を目指していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第144期	第145期	第146期	第147期
		(平成26年3月期)	(平成27年3月期)	(平成28年3月期)	(当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高(千円)		7,908,956	8,773,139	8,577,318	8,919,074
経 常 利 益(千円)		326,777	468,080	633,470	703,641
当 期 純 利 益(千円)		191,502	285,064	412,493	477,665
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		16.04	23.88	34.56	40.02
純 資 産(千円)		8,777,099	9,083,573	9,226,170	9,855,153
総 資 産(千円)		11,667,629	12,559,758	12,699,986	13,644,361

(4) 主要な事業内容

当社はセラミックスおよび計測機器・加熱装置の製造・販売を主な事業としており、品種別の主要な商品・製品は次のとおりであります。

区 分		主 要 商 品 製 品
セラミックス事業	機能性セラミックス	ケラマックス発熱体、酸素センサ、燃料電池部材、セラミックスフィルター
	耐摩耗セラミックス	粉砕用ボールおよび部材、ボールミル、ノズル、摺動部材、ベアリングボール
	耐熱セラミックス	熱電対用保護管、絶縁管、炉芯管、搬送用ローラ、熱処理用容器・道具材
	理化学用陶磁器	蒸発皿、るつぼ、燃焼用ポート、実験用陶磁器
	そ の 他	特殊耐火物るつぼ・容器、レンガ、耐熱セメント
エリンジグニ事業	加 熱 装 置	各種電気炉、ケラマックス電気炉、単結晶育成炉、熱処理装置
	計 測 機 器	温度センサ、応力測定機器、計測機器、計測制御装置
	そ の 他	理化学用品

(5) 主要な営業所および工場

(当 社) 本 社：大阪府堺市
東 京 支 社：東京都文京区
セラミックス 営業本部：大阪府堺市
名古屋営業所：愛知県名古屋市
九州営業所：福岡県福岡市
北関東営業所：栃木県小山市
厚木営業所：神奈川県厚木市
堺 工 場：大阪府堺市
東 山 工 場：大阪府堺市

(6) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 性	223名	3名増	37才10ヵ月	15年9ヵ月
女 性	58名	0名	38才2ヵ月	15年3ヵ月
合計または平均	281名	3名増	37才11ヵ月	15年8ヵ月

(注) 上記従業員数にはパートタイマー36名、嘱託4名、契約社員26名、出向者3名を含んでおりません。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	488百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	163百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,280,000株
- (2) 発行済株式総数 11,936,749株
(自己株式198,946株を除く。)
- (3) 株 主 数 2,471名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ニ ッ カ ト ー 取 引 先 持 株 会	741千株	6.2%
東 ソ ー 株 式 会 社	599	5.0
株 式 会 社 チ ノ ー	574	4.8
ニ ッ カ ト ー 従 業 員 持 株 会	514	4.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	499	4.2
株 式 会 社 共 和 電 業	400	3.4
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	353	3.0
株 式 会 社 ツ バ キ ・ ナ カ シ マ	300	2.5
西 村 明	250	2.1
株 式 会 社 ク ボ タ	200	1.7

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式198,946株を保有しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 隆	
代表取締役常務	清 水 奉 明	経理部長
常務取締役	大 西 宏 司	生産本部長兼生産管理部長
取 締 役	飴 山 久 道	セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長
取 締 役	安 岡 廣	エンジニアリング本部長兼ENG部長
取 締 役	土 井 祐 二	総務部長
取 締 役	長谷川 泰 司	東京支社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 森 常 司	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 村 元 昭	弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	白 間 真 次	税理士法人ゆびすい 社員

(注) 1. 取締役（監査等委員）西村元昭、白間真次の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 社外取締役（監査等委員）の取締役会等への出席状況

氏 名	出席状況および発言状況
西 村 元 昭	当期開催の取締役会17回、監査等委員会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
白 間 真 次	当期開催の取締役会17回、監査等委員会10回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

3. 当社は常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能になること、内部統制システムの活用や、会計監査人および内部統制所管部門等との連携においても常勤の監査等委員の役割・活動が重要であること等の理由により監査等委員会の組織として常勤を置いております。取締役小森常司氏が、常勤の監査等委員であります。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

(2) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く） 8名 94,201千円

取締役（監査等委員） 3名 19,380千円

（うち社外2名 9,300千円）

- (注) 1. 使用人兼取締役の使用人給与相当額の総額は50,196千円であり、上記支給額には含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給人員には、平成28年6月17日開催の第146回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 報酬等の額には、本総会にて決議予定の役員賞与24,100千円（取締役（監査等委員を除く）20,500千円、取締役（監査等委員）3,600千円）を含んでおります。
4. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額14,359千円（取締役（監査等委員を除く）12,979千円、取締役（監査等委員）1,380千円）が含まれております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

20,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っているためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

当社は、会社法および会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とします。

ロ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとします。

(3) 取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

イ. 取締役および使用人は、監査等委員会の定める所に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととします。

ロ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。

- ① 当社の内部統制システムの構築に関する部門の活動状況
- ② 当社の内部監査部門の活動状況
- ③ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ④ 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ⑤ 内部通報制度の運用および通報の内容
- ⑥ 監査等委員会から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

(4) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人等の不正行為を発見した場合の通報窓口「ヘルプライン」を開設しております。「ヘルプライン」その他直接間接に監査等委員会に報告した者への不利益扱いを禁止します。

(5) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に関する費用等の請求については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかにかつ適正に処理します。

(6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が期初に策定した監査方針、監査計画に基づき実施される監査の実効性を高めるため、社長が監査上の重要問題、監査環境の整備等の意見交換のために監査等委員会と定期的な会合を実施する。会合を通じて監査の実効性確保に係る監査等委員会の意見を十分に尊重します。

また、内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査等委員会との連携を図ります。

(7) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主や取引先をはじめ地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの充実に努めます。

使用人に対しては、コンプライアンスを重視したニッカトーCSR行動規範・規準を策定、研修を実施します。

(8) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、また必要に応じて各規程等の整備・運用を強化します。

(9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当部署においてリスク要因に対する管理プログラムを策定し、リスクに関する規程の整備・運用を強化します。組織横断的リスク状況の監視および全般的な対応は総務部が行うものとします。また、新たに生じたリスクについては危機管理規程に基づき、危機管理委員会を設置し、速やかに対応にあたります。

(10) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年策定される年度計画および中期計画に基づき、各業務執行ラインが目標達成のための行動を行います。また、経営目標が予定どおりに進捗しているか業務報告を通じて定期的に検証を行います。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められた事項およびその付議基準に該当する事項について全て取締役会に付議することを遵守します。

日常の職務の執行に際しては、業務執行取締役の担当業務を明確化させるとともに、IT化推進による情報共有により迅速な意思決定と効率的な業務執行を実施します。

(11) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスを重視したニッカトーCSR行動規範・規準を準用し、法令および企業倫理遵守の徹底を図ります。また、当社内部監査部門による定期的な監査を実施し、強力な管理体制を維持します。

(12) 財務報告の適正を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を有効なものとするため、経理部および内部監査室を中心に評価・報告体制を整備します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

内部監査室において、社内各部署が法令、定款、社会規範、社内規程に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力の上、書類の閲覧および実地調査をしております。

上記活動に基づき内部監査報告書や内部統制評価の状況報告書を作成し、取締役会等で報告しております。

6. 会社の支配に関する方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務内容および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主のみなさまやお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値および株主様共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主のみなさまの自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主様共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定できません。

したがって、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主のみなさまが当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主様共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまふ。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主のみなさまの意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主のみなさまが適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主のみなさまに対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値および株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主のみなさまが株式の買収内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主様共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値および株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）、および当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると考え、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入」（以下、本プランといいます。）を平成21年6月25日開催の第139回定時株主総会において、出席株主のみなさまの過半数のご承認を得て導入しました。さらに本プランは第2回目の有効期限の到来に伴い、平成27年6月19日開催の第145回定時株主総会において、出席株主のみなさまの過半数のご承認を得て継続導入しております。

本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主のみなさまのために本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、社外の有識者の中から選任され、社外の有識者3名により構成されております。

対象となる大規模買付行為とは、①当社が発行である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等、②特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等を行います。

大規模買付者は、事前に当社に対して、本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向証明書」を提出していただき、当社取締役会が「意向証明書」を受領後に当社株主様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、必要情報の提供を受けるものとします。

当社取締役会が十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）、または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに内容の検討や代替案の作成等で必要な場合は、10日間検討期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に、独立委員会に諮問し、当該大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、株主のみなさまのご意向の把握に努めたり、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議・交渉をし、当社株主のみなさまに対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、対抗措置を採ることが相当と認められる場合を除き、原則として対抗措置を採りません。また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会は対抗措置を採る場合があります。

対抗措置の具体的内容としましては、新株予約権無償割当等で、新株予約権無償割当を行う場合は、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主様に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で、当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権無償割当をいたします。

本プランの有効期限は平成30年6月30日までに開催される第148回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、有効期限はさらに3年間延長されるものとします。また、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(3) 上記(2)の取組みに関する取締役会の判断について

当社取締役会は、上記(2)の「不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」が、当社の基本方針に沿って策定されたものであり、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させるものであると判断しております。

また、本プランは、定時株主総会における株主のみなさまからのご承認をもって発効され、かつ有効期限前でも株主総会において変更または廃止決議がなされた場合は、その時点で実行される等、株主のみなさまの意思を重視したものであります。

さらに、独立委員会の設置等、当社取締役会による恣意的な判断を防止する仕組みを確保するとともに、毎年、定時株主総会における取締役の選任（当社取締役の任期は1年）を通じて本プランの継続につき株主のみなさまの意向を反映させることが可能となっております。

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)	科 目	金 額(千円)
(資 産 の 部)	13,644,361	(負 債 の 部)	3,789,207
流動資産	8,001,668	流動負債	3,258,332
現金及び預金	2,892,044	電子記録債務	354,444
受取手形	772,991	買掛金	1,184,429
電子記録債権	357,516	短期借入金	400,000
売掛金	1,948,223	1年以内返済予定の長期借入金	156,508
有価証券	100,519	営業外電子記録債務	253,424
商品	34,267	未払金	429,574
製品	491,687	未払消費税等	57,239
原材料	131,799	未払法人税等	144,152
仕掛品	1,004,149	賞与引当金	223,000
貯蔵品	153,526	役員賞与引当金	27,233
未収入金	2,289	その他	28,326
繰延税金資産	81,962	固定負債	530,875
その他	33,989	長期借入金	100,048
貸倒引当金	△3,300	役員退職慰労引当金	149,118
固定資産	5,642,693	預り保証金	76,713
有形固定資産	3,387,352	資産除去債務	40,018
建物	1,410,379	繰延税金負債	164,977
構築物	57,703	(純資産の部)	9,855,153
機械装置	1,147,342	株主資本	9,379,328
車両運搬具	17,500	資本金	1,320,740
工具、器具及び備品	181,704	資本剰余金	1,225,438
土地	571,163	資本準備金	1,088,420
建設仮勘定	1,560	その他資本剰余金	137,017
無形固定資産	57,838	自己株式処分差益	137,017
ソフトウェア	53,705	利益剰余金	6,919,676
その他	4,132	利益準備金	205,810
投資その他の資産	2,197,501	その他利益剰余金	6,713,866
投資有価証券	2,092,641	別途積立金	5,100,000
前払年金費用	38,753	繰越利益剰余金	1,613,866
事業保険掛金	14,676	自己株式	△86,526
保証金	31,685	評価・換算差額等	475,825
その他	19,746	その他有価証券評価差額金	475,825
資産合計	13,644,361	負債及び純資産合計	13,644,361

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科 目	金 額(千円)	
売 上 高		8,919,074
売 上 原 価		6,981,798
売 上 総 利 益		1,937,275
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,269,602
営 業 利 益		667,673
営 業 外 収 益		65,423
受 取 利 息 及 び 配 当 金	47,364	
受 取 賃 貸 料	7,177	
そ の 他	10,882	
営 業 外 費 用		29,455
支 払 利 息	7,770	
棚 卸 資 産 廃 棄 損	6,167	
そ の 他	15,518	
経 常 利 益		703,641
特 別 損 失		2,685
固 定 資 産 廃 棄 損	2,685	
税 引 前 当 期 純 利 益		700,955
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		226,000
法 人 税 等 調 整 額		△2,709
当 期 純 利 益		477,665

株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		自己株式 処分差益			別途積立金	繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	千円 1,320,740	千円 1,088,420	千円 137,017	千円 205,810	千円 5,100,000	千円 1,291,379
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△155,179
当 期 純 利 益						477,665
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	322,486
当 期 末 残 高	1,320,740	1,088,420	137,017	205,810	5,100,000	1,613,866

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	千円 △86,475	千円 9,056,893	千円 169,276	千円 9,226,170
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△155,179		△155,179
当 期 純 利 益		477,665		477,665
自 己 株 式 の 取 得	△51	△51		△51
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			306,548	306,548
当 期 変 動 額 合 計	△51	322,434	306,548	628,983
当 期 末 残 高	△86,526	9,379,328	475,825	9,855,153

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 その他有価証券
 - (1) 時価のあるもの
 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (2) 時価のないもの
 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準および評価方法
 - ① 商品・製品・原材料及び仕掛品
 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② 貯蔵品
 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置	9年
 - ② 無形固定資産
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等については財務内容評価法等により、また一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
 役員、理事の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程および理事規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(会計方針の変更等)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 9,660,148千円
2. 有形固定資産のうち次の部分は1年以内返済予定長期借入金6,500千円の担保に供しております。

	本社及び堺工場
建 物	268,333千円
土 地	373千円
合 計	268,706千円

投資有価証券のうち56,805千円は、電子記録債務17,097千円及び買掛金139,952千円の担保に供しております。

3. 国庫補助金の受入により工具器具及び備品の取得価額から控除した金額の累計額は55,338千円であります。
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行等と貸出コミットメント契約を締結しております。
貸出コミットメントの総額 500,000千円
借入実行残高 400,000千円
差引額 100,000千円
5. 担保受入金融資産
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は23,744千円であります。
6. 偶発債務

当社は、2014年以前の開発初期段階に納入いたしましたSNT-07ボールの一部に発生している品質上の不具合について客先と補償又は費用負担に関して協議をいたしております。現時点で金額を合理的に見積ることが困難であるため製品回収損失引当金については計上しておりません。また、SNT-07ボールについては現在も継続的に納入しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	12,135千株	— 千株	— 千株	12,135千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	198千株	0千株	— 千株	198千株

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は次のとおりであります。

当事業年度中の増加139株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	83,558千円	7.00円	平成28年3月31日	平成28年6月20日
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	71,620千円	6.00円	平成28年9月30日	平成28年12月5日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	95,493千円	8.00円	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 of の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	68,817千円
未払事業税	10,489千円
役員退職慰労引当金	45,659千円
資産除去債務関係	11,087千円
その他	2,796千円
繰延税金資産合計	138,850千円
繰延税金負債	
前払年金費用	11,866千円
その他有価証券評価差額金	209,999千円
繰延税金負債合計	221,865千円
繰延税金資産の純額	△83,015千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
試験研究費税額控除	△1.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4%
住民税均等割	1.2%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.9%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主要仕入、販売先に対する取引基盤拡大の観点から投資有価証券を保有しておりますが、それ以外はリスクの少ない預金や債権の金融商品に限定し資金運用しております。また、資金調達については、金融機関からの長・短借入による方針であります。

なお、安全性重視のためリスクのあるデリバティブ商品は利用しない方針としております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

まず運用面では、現金及び預金があります。これは、手許現金と金融機関に預金している当座預金等の流動性預金と定期預金（固定性預金）であり、ペイオフの事態以外に原則リスクはないと判断しております。次に受取手形、電子記録債権及び売掛金がありますが、顧客に対する信用リスクの問題が生じます。有価証券及び投資有価証券については、当該企業の業績リスクとそれに伴う株価変動リスクを有しております。

調達面では、まず電子記録債務、買掛金及び未払金がありますが、これは2～3ヶ月の短期もので、このリスクは当社支払能力の問題です。次に金融機関からの長期・短期借入金ですが、金利の変動リスクが発生します。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に対する顧客信用リスクについては、当社の与信管理規程に基づき、リスク管理を徹底し、リスク発生を回避しております。有価証券及び投資有価証券に対するリスクに対しては、当該企業業績や株価の動向を常時注視し、最悪の事態にならないよう早期の対策を打つ方針であります。

電子記録債務、買掛金及び未払金に対しては、当社は支払いに備え常時その残高を上回る流動性預金を確保しております。借入金については、長期借入金は金利変動リスクを回避するため固定型金利での調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,892,044千円	2,892,044千円	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金 貸倒引当金（※）	3,078,731千円 △3,300千円		
	3,075,431千円	3,075,431千円	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,192,860千円	2,192,860千円	—
(4) 未収入金	2,289千円	2,289千円	—
(5) その他（預託金・仮払金）	13,431千円	13,431千円	—
資 産 計	8,176,057千円	8,176,057千円	—
(6) 電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金及び未払金	2,221,873千円	2,221,873千円	—
(7) 短期借入金	400,000千円	400,000千円	—
(8) 長期借入金	256,556千円	255,440千円	△1,115千円
(9) その他（未払費用・預り金・前受金）	28,326千円	28,326千円	—
負 債 計	2,906,755千円	2,905,640千円	△1,115千円
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 貸倒実績率にて計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(資 産)

(1) 現金及び預金

現金及び預金は、短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未収入金

未収入金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) その他（預託金・仮払金）

その他（預託金・仮払金）は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(6) 電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金及び未払金

電子記録債務、営業外電子記録債務、買掛金及び未払金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金

短期借入金は、6ヶ月以内で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価の算定にあたっては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) その他（未払費用・預り金・前受金）

その他（未払費用・預り金・前受金）は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ取引)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	300千円
預り保証金	76,713千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権の決算日後の償還予定日

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現金及び預金	2,892,044千円	—	—	—
受取手形、電子記録債権及び売掛金	3,078,731千円	—	—	—
未収入金	2,289千円	—	—	—

(注4) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
短期借入金	400,000千円	—	—	—	—	—
長期借入金	156,508千円	83,352千円	16,696千円	—	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	825円61銭
1 株当たり当期純利益 (算定基礎)	40円02銭
(1) 1 株当たり純資産額	
純資産の部の合計	9,855,153千円
普通株式に係る純資産額	9,855,153千円
普通株式の発行済株式数	12,135千株
普通株式の自己株式数	198千株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,936千株
(2) 1 株当たり当期純利益	
当期純利益	477,665千円
普通株式に係る当期純利益	477,665千円
普通株式の期中平均株式数	11,936千株

独立監査人の監査報告書

平成29年5月2日

株式会社ニッカトー
取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員 公認会計士 石井和也 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 花枝幹雄 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッカトーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第147期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月8日

株式会社ニッカトー監査等委員会

監査等委員(常勤) 小 森 常 司 ㊟

監査等委員 西 村 元 昭 ㊟

監査等委員 白 間 真 次 ㊟

- (注) 監査等委員西村元昭及び白間真次は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績および今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金8円
総額95,493,992円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金14円（前事業年度は12円）となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者とも当会社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	にしむら たかし 西村 隆 (昭和26年7月9日)	昭和59年4月 当社入社 昭和59年6月 西村工業㈱監査役 平成2年6月 同社取締役 平成3年4月 当社取締役東京支社副支社長 平成5年6月 当社取締役生産本部生産企画部長 平成6年4月 当社取締役生産本部東山工場長 平成8年4月 当社取締役生産本部堺工場長 平成9年6月 当社常務取締役東京支社長 平成12年4月 当社常務取締役財務部長兼情報システム室長 平成13年6月 当社代表取締役社長（現在）	85,800株
2	おおにし ひろし 大西 宏司 (昭和33年3月15日)	昭和56年4月 当社入社 平成10年4月 当社研究開発部長 平成15年6月 当社理事研究開発部長 平成22年6月 当社取締役研究開発部長 平成28年4月 当社取締役生産本部長兼生産管理部長 平成28年6月 当社常務取締役生産本部長兼生産管理部長（現在）	24,500株
3	あめやま ひさみち 飴山 久道 (昭和30年1月18日)	昭和52年4月 当社入社 平成16年4月 当社東京セラミックス部長 平成20年4月 当社大阪セラミックス部長 平成21年6月 当社理事セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長 平成22年4月 当社理事セラミックス営業本部長 平成22年6月 当社取締役セラミックス営業本部長 平成28年4月 当社取締役セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長（現在）	23,800株
4	やすおか ひろし 安岡 廣 (昭和34年2月13日)	昭和56年4月 当社入社 平成18年11月 当社ENG部長 平成21年6月 当社理事エンジニアリング本部長兼ENG部長 平成21年7月 当社理事エンジニアリング本部長兼FE部長 平成23年4月 当社理事エンジニアリング本部長 平成23年6月 当社取締役エンジニアリング本部長 平成26年4月 当社取締役エンジニアリング本部長兼ENG部長（現在）	19,900株
5	どいゆう じ 土井 祐二 (昭和31年10月19日)	昭和55年4月 朝日生命保険相互会社入社 平成21年4月 同社埼玉西支社長 平成24年4月 当社入社 当社総務部担当部長 平成24年6月 当社取締役総務部長（現在）	16,100株

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	はせ がわ たい じ 長谷川 泰 司 (昭和26年12月25日)	昭和50年4月 榊千野製作所（現株式会社チノー）入社 平成27年6月 同社執行役員名古屋支店長 平成28年4月 同社顧問 平成28年6月 当社入社 当社取締役東京支社長（現在）	7,800株
7	はま だ えつ お 濱 田 悦 男 (昭和39年5月26日)	昭和62年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成20年4月 同行池田支店長 平成23年6月 同行丸の内中央支店長 平成25年4月 同行難波支店長 平成28年5月 当社入社 当社経理部担当部長（現在）	一 株

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）全員（3名）が本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員の候補者は次のとおりで予め監査等委員会の同意を得ております。

各候補者とも当会社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	やま さき ただし 山崎 直 (昭和26年6月20日)	昭和54年4月 当社入社 平成15年6月 当社品質保証部長 平成23年4月 当社社史編纂室長 平成23年6月 当社定年退職 平成23年7月 当社定年後再雇用入社（現在）	17,300株
2	にし むら もと あき 西村 元昭 (昭和18年7月9日)	昭和44年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 平成24年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役（監査等委員）（現在）	5,900株
3	うす ま しん じ 白間 真次 (昭和36年4月19日)	昭和59年3月 指吸会計センター(株)入社 平成3年1月 税理士登録 平成15年1月 税理士法人ゆびすい社員（現在） 平成24年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役（監査等委員）（現在）	9,900株

- (注) 1. 西村元昭および白間真次の両氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に基づき、それぞれ独立役員として届け出しております。
2. 山崎直氏は、当社業務の豊富な知識と経験を有しておられることから、取締役（監査等委員）として適切に職務を遂行いただけるものと判断いたしましたため選任をお願いするものであります。
3. 西村元昭氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられるため、平成24年6月に当社監査役、平成27年6月に取締役（監査等委員）に就任、職務を適切に遂行しております。これらのことから引き続き、取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって5年であり、監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 白間真次氏は、税理士としての財務および会計の専門的知識が職務を適切に遂行できるものと判断し、平成24年6月に当社監査役、平成27年6月に取締役（監査等委員）に就任、職務を適切に遂行しております。これらのことから引き続き、取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって5年であり、監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役または支配人その他使用人であるものを除く）との間に当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款により定めており、西村元昭および白間真次の両氏が選任された場合は、当社との間に責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 山崎直氏の所有する当社株式数には、従業員持株会の持分を含めた株式数を記載しております。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任いたします清水奉明氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
清水奉明	平成15年6月 当社取締役経理部長 平成21年6月 当社代表取締役常務経理部長（現在）

第5号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により、監査等委員である取締役を退任いたします小森常司氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
小森常司	平成24年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役（監査等委員）（現在）

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額24,100,000円（取締役分（監査等委員である取締役を除く。）20,500,000円、監査等委員である取締役分3,600,000円）を支給することといたしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町 4 丁45番地の 1
ホテル・アゴーラリージェンシー堺
電話 072-224-1121

交 通 最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅

(堺駅西口からホテル・アゴーラリージェンシー堺 2 階への連絡通路があります。)

- ・新幹線 (新大阪駅)……地下鉄御堂筋線 (難波駅)……南海電鉄南海本線 (堺駅)
所要時間約45分
- ・関西国際空港……南海電鉄南海本線 (堺駅)
所要時間約30分

